

令和元年度 公正入札調査会議議事概要

開催日及び場所	令和元年 7月31日(水) 15:30～17:30 防衛省庁舎A棟第1省議室		
委員	会長 遠藤 和義 (工学院大学副学長) 会長代理 楠 茂樹 (上智大学法学部国際関係法学科教授) 委員 秋山 哲一 (東洋大学理工学部建築学科教授) (五十音順) 中村 豪 (東京経済大学経済学部教授)		
討議対象期間	平成30年4月1日 ～ 平成31年3月31日		
討議対象件数	2,349件		
1. 入札結果の事後的・統計的分析結果について			
項目	(1) 建設工事、建設技術業務について (2) 管理工事、管理技術業務について (3) 部隊等工事、部隊等技術業務について		
意見・質問	回 答		
建設工事、建設技術業務について ○ 平成30年度通年分の平均落札率、入札不調・不成立の発生状況は平年並みである一方、第4四半期だけを見れば補正予算により発注件数は倍増している。発注時期を平準化しようとする方向がある中で、これだけ多くの発注を行なえば入札状況等への影響もあったのではないかと。補正予算の執行は今後も十分に考えるため、実施状況に対する分析や評価が必要である。 ○ 一位不動産案件において、1回目の入札は不調となり、2回目の入札に際し、発注者側の積算の考え方を情報提供することで2回目の入札額が下がるケースについて、1回目は情報に乖離がある状態であり、仮にダンピングで応札した業者が予定価格ぴったりだったというケースもあり得るのではないかと。 情報の乖離がある状態は潜在的なリスクが存在しており、本件は結果的にそうならなかったヒヤリハットのケースである。発注者の積算の考え方を業界にもっと周知するなどの工夫を行う必要がある。	○ 平成30年度の補正予算は、非常に短い期間に執行しなければならないという状況もあり、発注者側としても入札不調・不成立の防止の観点から各種の取組を行ったところであるが、ご指摘のあった意見も踏まえ、分析をしてみたい。 ○ 積算条件等について、如何に当初から正確に示せるかという点が重要だと認識しており、本件は2回目の入札に至ったが故に、乖離が生じた状態の下での契約は回避できたと考えるべきであり、ご指摘のあった意見を踏まえ、入札公告の段階から正確な積算を行うことができる情報をどれだけ示せるかということは、今後も留意してまいりたい。		

<p>○ 統計分析について、情報量が豊富である一方で、資料作成が目的化している恐れがある。今一度、討議がルーティーンにならないように、特に昨今の入札状況や公共調達制度自体が変遷していることも踏まえ、問題の焦点が今どこにあるのかなどの視点から分析内容の検討が必要である。</p>	<p>○ ご指摘のあった意見については、検討のうえ、然るべき時に報告させていただきたい。</p>
報告事項	特になし。

2. 談合疑義案件の処理状況について			
項 目	工 事	業 務	談合疑義案件報告数
談 合 情 報	0 件	0 件	0 件
点 検 結 果 疑 義	1 件	0 件	1 件
意 見 ・ 質 問		回 答	
<p>(1) 対象案件に関する討議</p> <p>○ 入札参加者が積算根拠を共有するケースについて、その多くは協力会社が積算を行っていることが挙げられるが、そうではない情報共有は明らかに入札心得への違反であり、発注者として厳格な措置を講じることも考えるべきである。 入札不正は様々なタイプがあり、例えば情報共有しただけで談合ではないと判断したものが、入札妨害や発注者の関与により問題になる得るケースもあることから注意が必要である。</p> <p>○ 談合を疑うに足りる事実が見当たらないとして公正取引委員会に情報提供し、その後独占禁止法違反として認定されるような場合はどのような対応を行うのか。</p> <p>○ 積算内訳明細書の点検はどのように行っているのか。例えば入札データを基に自動的・統計的にチェックするシステムもあり、こうしたシステムの活用も考えられるのではないか。</p> <p>○ 本件のような事例が繰り返されるようで</p>		<p>○ 本件のような積算根拠の情報共有による疑義案件について、内訳明細書の提出や入札に対する心得書により厳正な対応を求めており、厳格な対応をもって臨む旨を周知・徹底することとしている。</p> <p>○ 指名停止措置要領に基づき、所要の措置を講じることとしている。</p> <p>○ 現状は担当者が手作業で行っており、本件はその中で判明した事案であるが、ご指摘の事例は、業務の効率化にも繋がることから、調査したいと考える。</p> <p>○ ご指摘のあった意見を踏まえ、今後も常に</p>	

<p>あれば、入札手続やペナルティーの考え方の整理が必要になってくる。また、他の発注機関でも繰り返している可能性もあり、他の発注機関との情報共有も予防的な措置として有効ではないかと考える。</p> <p>本件のような事例は、常に問題意識を持って、今後の入札行動を観察していくべきである。</p> <p>(2) 継続案件に関する討議</p> <p>○ 多数の応募者があった入札において、落札者以外の者が全て辞退するようなケースについては、今後も背景や要因の確認はしっかりと続けていただきたい。</p>	<p>問題意識を持って対応してまいりたい。</p> <p>○ ご指摘の意見を踏まえ、談合疑義案件等については、処理状況はもとより、背景や要因についても確認するよう努めてまいりたい。</p>
報告事項	特になし。

3. その他	
項 目	(1) 地方防衛局の入札監視委員会における共通意見・提言等の報告 (2) 防衛省建設工事の魅力化に向けた意識調査について (3) 島しょ部における入札状況の分析について（平成30年度） (4) その他
意 見 ・ 質 問	回 答
<p>(1) 地方防衛局の入札監視委員会における共通意見・提言等の報告</p> <p>・参加要件に関すること</p> <p>○ 入札監視委員会の審議で最も多く議論された参加要件に関する審議内容を整理しているが、委員からあった意見に関して、発注者がどのように施策に反映させたのかという点を整理すべきではないのか。</p> <p>○ 参加要件に関する議論は様々な意見があり、入札監視委員会の委員がどのような観点から意見をしているのかという視点での整理が重要であり、そうした整理の下で議論ができれば、次のアイデアに結びついていくのではないかと。例えばテーマを設定して議論するというのも重要だと考える。</p>	<p>○ 入札監視委員会の委員からは、参加要件による制約などへの問題意識に関する意見もいただおり、そうした意見を課題として捉え、今後の解決策としてさらに展開できるよう、分析を行ってまいりたい。</p> <p>○ 入札監視委員会の審議状況の報告にあたり、業種やランクなどの個々の状況でも異なり、テーマを決めて説明することは困難な面もあるが、いずれにしても、ご指摘のあった意見について、委員からあった意見をどのように反映させるかという点は、これからの課題として検討してまいりたい。</p>

(2) 防衛省建設工事の魅力化に向けた意識調査について

- 今回の調査は、今後の展開も非常に期待できる内容である一方、統計分析は客観的な把握が可能である反面、どこまで事実を掴んでいるかは様々な角度から検証する必要もある。例えば、現場の職員から見て違和感のない結果になっているか検証が必要である。また、統計分析は様々な手法があり、信頼度の高い結果を得るためには、別の分析手法による検証結果との比較も重要である。
いずれにしても、問題を立体的に捉えることで判明する事項も多くあると思われることから、引き続き、今回のデータを活用して一層の改善に繋げていただきたい。

(3) 島しょ部における入札状況の分析について（平成30年度）

- 建設産業は商業圏で成立する産業とも言えるが、環境が整わない島しょ部において、安全保障上の観点から事業の円滑な実施が求められる防衛省の建設工事は、発注者及び建設業者の双方にとって特殊な実態である。そうした中で、競争性を高めつつ、如何に工事を魅力的なものにするかという課題はあるものの、島しょ部以外の地域の建設業者に参加してもらわなければならない実態を踏まえると、ある程度のコストは必要になるのではないかとと思われる。
こうした現状を踏まえ、今後も島しょ部の分析は続けていくことが重要である。

(4) その他

- 次回の会議は、令和元年12月3日（火）13時30分から15時30分とする。

- 承知した。ご指摘のあった意見を踏まえ、引き続き分析を行ってまいりたい。

- ご指摘のあった意見を踏まえ、今後も分析及び検討を行い、その結果を報告してまいりたい。

報告事項

特になし。